

【解説】

「第3期海洋基本計画」について

平成30年5月15日、第3期海洋基本計画が閣議決定された。

海洋基本計画は、海洋基本法により「海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する基本的な計画（以下「海洋基本計画」という。）を定めなければならない」（第16条）とされ、「おおむね五年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。」（第16条第5項）とされている。¹

海洋基本法制定の翌年の平成20年3月に第1期、平成25年4月に第2期の基本計画が策定され、今回は第3期計画である。対象期間は平成30年からの5年間であるが、計画内容を見ると、過去10年を総括し、向こう10年を見据えて策定したとしている。

本計画は、昨年4月の検討開始から、12月に提出された総合海洋政策本部参与会議の意見書を踏まえ、その内容に沿った形で政府案の作成に入り、4月7日の同政府案の公表と同時に20日までの意見募集（パブコメ）を実施、その後、行政内部で最終調整のうえ、去る5月15日の総合海洋政策本部の了承を経て閣議決定というゴールを迎えた。

以下に第1期、第2期基本計画との比較や、平成30年4月7日に公表され意見募集のベースとなった政府案と5月15日の閣議決定版との比較等から、主として海洋産業に関連する部分について、若干の解説を記すこととした。

なお、本解説の参考として、第1&2期および第3期海洋基本計画の目次構成対比表および意見募集時政府案から閣議決定版への主要修正点を作成、掲載したので参照いただきたい。

第3期計画の概要と特徴：海洋の安全保障、MDA、北極政策の推進、およびPDCA

《第1部》

第3期海洋基本計画の概要については、「第1部総論（海洋政策の理念、方向性、施策の基本的な方針）」で、海洋基本法の目的である「新たな海洋立国を実現すること」を目指すため、「新たな海洋立国への挑戦」を本計画の政策の方向性として位置付け、次のようなキャッチフレーズを掲げている。

- ・ 開かれ安定した海洋へ。守り抜く国と国民
- ・ 海を活かし、国を富ませる。豊かな海を子孫に引き継ぐ
- ・ 未知なる海に挑む。技術を高め、海を把握する
- ・ 先んじて、平和につなぐ。海の世界のものさしを作る
- ・ 海を身近に。海を支える人を育てる

また、海洋基本法施行後10年を総括し、今後の10年を見据えた海洋政策の理念と方向性を示す、としている。

続いて「第1部 海洋政策のあり方 2. 海洋に関する施策についての基本的な方針」では、これまでの第1期、第2期計画では、海洋基本法に示された6つの理念（第2条～第7条）に準じた記述だったものが、「総合的な海洋の安全保障」を2-1に掲げ、2-2として“海洋の主要政策”を6項目、掲げている。

¹ 第16条第5項：政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。したがって、アンダーライン部が基本計画改定的前提だが、この点については、ここでは指摘するだけにとどめる。

「海洋の産業利用の促進」
「海洋環境の維持・保全」
「科学的知見の充実」
「北極政策の推進」
「国際連携・国際協力」
「海洋人材の育成と国民の理解の増進」

基本法の6つの理念のうち、「海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和」、「海洋産業の健全な発展」、「海洋の総合的管理」の三つは一体的に推進するとして、関連する施策の多くが「海洋の産業利用の促進」に集約された。

《第2部》

次に、「第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」についてであるが、第1期、第2期計画では、基本法で定める12項目の基本的施策（第17条～第28条）が条文の順に記載されていたが、今回の基本計画では、最近の海洋における情勢の変化を踏まえ、これにとらわれることなく、次の9項目に大幅に再編している点が特筆される。

しかも、この第2部で計約370項目にものぼる施策を列挙しており、そのためもあって、全体として85頁と旧来の基本計画よりもボリュームアップとなっている。（第1期計画＝全43頁、第2期計画＝全53頁。）²

そこでは、優先度の高い施策が特掲、あるいは新設されており、「海洋の安全保障」が筆頭に掲げられたほか、時宜を得た施策として「海洋状況把握（MDA）の能力強化」と「北極政策の推進」が新たに掲げられている。（下線部）

1. 海洋の安全保障
2. 海洋の産業利用の促進
3. 海洋環境の維持・保全
4. 海洋状況把握（MDA）の能力強化
5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等
6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進
7. 北極政策の推進
8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進
9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進

《第3部》

この他、第3部で、計画の進捗をチェックするための機能として、参与会議と総合海洋政策推進事務局が中心となったPDCAサイクルを活用した工程管理が実施されると明示した点も、これまでの計画にない特色といえる。

いずれにせよ、総じて、第1期、第2期基本計画における建て付け・構成を、第3期計画では大幅かつ大胆に変更したと言って差し支えないであろう。

「海洋の産業利用の促進」に関する施策

今回の基本計画の内容のうち、以下では特に「海洋の産業利用の促進」に関する施策について絞って、いくつか紹介したい。

² 付：第1&2期および第3期海洋基本計画目次構成対比表を参照。

海洋産業については、これまでは基本法の理念としての「海洋産業の健全な発展」および基本的施策の一つである「海洋産業の振興及び国際競争力の強化」という“海洋産業”を軸とした施策表記となっていたが、今回の基本計画では、それと分けするかたちで「海洋の産業利用の促進」を前面に打ち出している。

また、「産業化」と「商業化」について、＜海洋エネルギー・資源の開発に当たっては、将来的には民間企業が営利事業として投資判断を行い参入する、いわゆる「商業化」の実現を目指す。そのための政府の役割としては、商業化のために必要な基盤の整備、すなわち「産業化」を行うことであり、これを着実に推進する。ここでは産業化を「民間企業が事業参入を判断する際に必要となる技術、知見、制度等を利用可能にすること」と定義する。＞と述べている点も注目される。

以下、いくつかの関心の高いテーマについて紹介したい。

まず、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト等の海底資源開発については、これまでと同様に、海洋基本計画の改定に伴って「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を改定し、そこで具体的な施策を示す旨が示されている。これを受けて、同開発計画は年内にも改定されることが予想されるので、詳細はそちらを待ちたい。

次に洋上風力発電であるが、すでに関連法案（「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案」：関連資料を本誌に別途掲載）を閣議決定し、国会に提出しており、一般海域の利用促進を図るための制度整備を進めるとある。また、「専用船を用いた施工方法を確立」、「軽量の浮体・風車等による浮体洋上風力発電システムの実証研究」についての言及がある。波力・潮流・海流等の海洋エネルギーについては、「電力供給コストの高い離島において(略) 実証研究に取り組みつつ離島振興との連携を図る」との記述があり、離島を核とした実現化が推進される。

同様に海洋深層水についても、「離島における海洋深層水等の地域資源を活用した産業の振興を通じて、海洋産業の振興を図るとともに、再生可能エネルギー利用の促進を図る」との記述があり、これも離島と組み合わせた活用が計画されている。

意見募集時政府案と閣議決定版の比較

内閣府のホームページには、4月7日から20日までの意見募集（パブリックコメント）の結果も掲載されている。それによれば、意見募集時の政府案に対するコメントは195件寄せられており、それらに対する政府の考え方が「回答」として記載されている。本誌では、その内容については全体で50頁と大部になるので転載をしなかったが、本基本計画内容の背景や趣旨、政府の考え方などを理解し、解釈する上で格好の資料であるため、ぜひ、多くの関係者にお読みいただきたいと考える。³

さて、募集で寄せられた195件の意見に対して、修正する／追記する／反映させる等、内容を修正するという趣旨の回答をしているものも30件程度あった。また、回答の各所で非常に詳しく説明を述べている例が多いことも記しておきたい。さらに、「今後の施策の実施に関するご意見として参考とさせていただきます。」と述べている例も多い。

また、意見募集時の政府案と5月15日の閣議決定版を比較し、主要な修正点を別表にまとめたので、ご覧いただければ有り難い。

＜海洋産業に関連する事項＞

＜洋上風力発電関連＞

³ 総合海洋政策本部のホームページによれば、パブコメで寄せられた意見は、第1期計画策定時には約600件、第2期計画策定時には約70件。

・「漁業を始めとする先行利用者との関係や事業者の予見可能性の向上を考慮した」が追記された。(p20) (意見を踏まえての追記)

→「特に、着床式の洋上風力発電については、複数の民間主体の発電事業計画が動き出しており、一層の低コスト化を図ることで事業採算性の向上や固定価格買取制度下における国民負担を抑制させるとともに、漁業を始めとする先行利用者との関係や事業者の予見可能性の向上を考慮した海域利用ルール等の制度整備を加速し、民間企業による事業投資を円滑化していく。」

・「事業支援体制の確保等」が追記された。(p39)

→「また、洋上風力発電事業の円滑な建設・維持・管理・運営の見地から、系統制約の克服、事業支援体制の確保等必要に応じた環境整備を行う。(内閣府、経済産業省、国土交通省)」

<海洋鉱物資源関連>

・レアアース泥に関する記述が追加された。(p5、p20、p38)

(「はじめに」、「第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」) 特に、p38では以下の文章が追加されている。

「○南鳥島周辺海域で賦存が確認されているレアアース泥については、将来の開発・生産を念頭に、まずは、各府省連携の推進体制の下で、SIP「革新的深海資源調査技術」において、賦存量の調査・分析を行うとともに、広く海洋鉱物資源に活用可能な水深2000m以深の海洋資源調査技術、生産技術等の開発・実証の中で取組を進める。(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)」

<海洋産業>

・海洋産業の事業者について「海洋資源開発の着実な推進」、「情報技術の進展等を活かした新たな事業展開等」が追加された。(p83)

→「海洋産業の事業者は、海洋資源開発の着実な推進、環境負荷の低減技術の開発等の環境対策等を通じた海洋環境の保全、水産資源の適切な管理、効率的・安定的な海上輸送の確保、情報技術の進展等を活かした新たな事業展開等に努めることが重要である。」

《章節等の表記の変更》

・「・国際協力」が追加され「国際連携・国際協力」となった。(p58)

(第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化 (3) 国際連携・国際協力)

・「国境監視機能を始めとする」が追加され、「国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮の促進」となった。(p48)

(第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 海洋の産業利用の促進 (4) 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化
オ 国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮の促進)

また、オ、の最初の○で始まる本文の冒頭が「自然環境の保全、国境監視、・・・」であったものが、順番が入れ替わり「国境監視、自然環境の保全、・・・」となった。さらに、ここでは、国境監視に関する新たな文章も追加されている。

以上、おおよその解説を試みてきたが、まだまだ様々な解釈や意見等があろう。今後、工程表の策定や「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の改定も含めて、活発な議論が各方面で行われることを期待したい。また、5月16日には第41回参与会議が開催され、本年度の進め方やスケジュールが示されていることを付記しておく。(事務局記)

付1:第1&2期および第3期海洋基本計画 目次構成対比表

総論・はじめに／第1部

(一般社団法人海洋産業研究会作成)

第1期基本計画(2008)	第2期海洋基本計画 (2013)	第3期海洋基本計画(案)
総論 (1) 海洋と我々との関わり (2) 我が国の海洋政策推進体制 (3) 本計画における政策目標及び計画期間 [目標 1,2,3 を記載]	総論 1 海洋立国日本の目指すべき姿 .. (国際協調と国際社会への貢献) (海洋の開発・利用による富と繁栄) (「海に守られた国」から「海を守る国」へ) (未踏のフロンティアへの挑戦) 2 海洋基本計画策定の意義	はじめに 1. 海洋基本法施行後10年の総括 2. 最近の情勢を踏まえた現状認識 (1)最近の情勢 (2)現在の我が国の取組状況 (3)海洋に関する施策を推進するに当たっての政府の体制 (4)第3期海洋基本計画の構成
第1部 海洋に関する施策についての基本的な方針 1 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和 2 海洋の安全の確保 3 科学的知見の充実 4 海洋産業の健全な発展 . 5 海洋の総合的管理 6 海洋に関する国際的協調	第1部 海洋に関する施策についての基本的な方針 1 海洋政策をめぐる現状と課題 (1)海洋基本計画の実施状況 (2)海洋をめぐる社会情勢等の変化 2 本計画において重点的に推進すべき取組 (1)海洋産業の振興と創出 . (2)海洋の安全の確保 (3)海洋調査の推進、海洋情報の一元化と公開 (4)人材の育成と技術力の強化 (5)海域の総合的管理と計画策定 (6)その他重点的に推進すべき取組 3 本計画における施策の方向性 (1)海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和 (2)海洋の安全の確保 (3)科学的知見の充実 (4)海洋産業の健全な発展 . (5)海洋の総合的管理 (6)海洋に関する国際的協調 (7)海洋教育の充実及び海洋に関する理解の増進	第1部 海洋政策のあり方 1. 今後の10年を見据えた海洋政策の理念及び方向性 (1)理念 (2)方向性 2. 海洋に関する施策についての基本的な方針 2-1.「総合的な海洋の安全保障」の基本的な方針 (1)海洋の安全保障 (2)海洋の安全保障の強化に貢献する基層 2-2. 海洋の主要施策の基本的な方針 (1)海洋の産業利用の促進 (2)海洋環境の維持・保全 (3)科学的知見の充実 (4)北極政策の推進 (5)国際連携・国際協力 (6)海洋人材の育成と国民の理解の増進
第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 (目次構成は次ページ)	第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 (目次構成は次ページ)	第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 (目次構成は次ページ:大幅変更)

※第2期海洋基本計画の第1部 3の(1)～(7)の7項目は、基本法に示す6つの理念に(7)を加えたもの。

※第2部の見出しに変更はない。

第2期および第3期目次構成対比表:第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

基本法	第2期海洋基本計画 (2013)	第3期海洋基本計画(案) (2018)
第17条	1 海洋資源の開発及び利用の推進 (1)海洋エネルギー・鉱物資源の開発の推進 (2)海洋再生可能エネルギーの利用促進 (3)水産資源の開発及び利用	1. 海洋の安全保障 (1)我が国の領海等における国益の確保 (2)我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保 (3)国際的な海洋秩序の強化
第18条	2 海洋環境の保全等 (1)生物多様性の確保等のための取組 (2)環境負荷の低減のための取組	2. 海洋の産業利用の促進 (1)海洋資源の開発及び利用の推進 (2)海洋産業の振興及び国際競争力の強化 (3)海上輸送の確保 (4)水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化
第19条	3 排他的経済水域等の開発等の推進 (1)排他的経済水域等の確保・保全等 (2)排他的経済水域等の有効な利用等の推進 (3)排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備	3. 海洋環境の維持・保全 (1)海洋環境の保全等 (2)沿岸域の総合的管理
第20条	4 海上輸送の確保 (1)安定的な海上輸送体制の確保 (2)船員の確保・育成 (3)海上輸送拠点の整備	4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化 (1)情報収集体制 (2)情報の集約・共有体制 (3)国際連携・国際協力
第21条	5 海洋の安全の確保 (1)海洋の安全保障や治安の確保 (2)海上交通における安全対策 (3)海洋由来の自然災害への対策	5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等 (1)海洋調査の推進 (2)海洋科学技術に関する研究開発の推進等
第22条	6 海洋調査の推進 (1)総合的な海洋調査の推進 (2)海洋に関する情報の一元的管理及び公開	6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進 (1)離島の保全等 (2)排他的経済水域等の開発等の推進
第23条	7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等 (1)国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進 (2)基礎研究及び中長期的視点に立った研究開発の推進 (3)海洋科学技術の共通基盤の充実及び強化 (4)宇宙を活用した施策の推進	7. 北極政策の推進 (1)研究開発 (2)国際協力 (3)持続的な利用
第24条	8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化 (1)経営基盤の強化 (2)新たな海洋産業の創出	8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 (1)海洋の秩序形成・発展 (2)海洋に関する国際的連携 (3)海洋に関する国際協力
第25条	9 沿岸域の総合的管理 (1)沿岸域の総合的管理の推進 (2)陸域と一体的に行う沿岸域管理 (3)閉鎖性海域での沿岸域管理の推進 (4)沿岸域における利用調整	9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進 (1)海洋立国を支える専門人材の育成と確保 (2)子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進 (3)海洋に関する国民の理解の増進
第26条	10 離島の保全等 (1)離島の保全・管理 (2)離島の振興	
第27条	11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 (1)海洋の秩序形成・発展 (2)海洋に関する国際的連携 (3)海洋に関する国際協力	
第28条	12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成 (1)海洋に関する教育の推進 (2)海洋立国を支える人材の育成と確保 (3)海洋に関する国民の理解の増進	

※第2期基本計画の12の見出しと第3期基本計画欄のアンダーライン部は、海洋基本法の条文に示された基本的施策。

※第1期基本計画の12の基本的施策の見出しに変更はない。ただし、(1)、(2)、(3)のレベルの見出しには変更がある。

第1・2期および第3期海洋基本計画 目次構成対比表

第3部／おわりに

第1期基本計画(2008)	第2期海洋基本計画 (2013)	第3期海洋基本計画案(2018)
第3部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要なその他の事項 1 海洋に関する施策の効果的な実施 2 関係者の責務及び相互の連携・協力 3 施策に関する情報の積極的な公表	第3部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 1 施策を効果的に推進するための総合海洋政策本部の見直し (1) 参与会議の検討体制の充実 (2) 事務局機能の充実 2 関係者の責務及び相互の連携 3 施策に関する情報の積極的な公表	第3部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 1 計画を着実に推進するための方策 (1) 施策の進捗状況の点検及び見直しによる着実な実施 (2) 参与会議の検討体制の充実 (3) 事務局機能の充実 2 関係者の責務及び相互の連携 3 施策に関する情報の積極的な公表
_____	_____	おわりに
全 43 頁	全 53 頁	全 85 頁

目次	意見募集時政府案（H30.4.7）	閣議決定版（H30.5.15）	備考
はじめに 2. 最近の情勢を踏まえた現状認識 （2）現在の我が国の取組状況 イ 海洋の産業利用	海運、造船、船用工業、エンジニアリング、情報通信等海洋開発を支える多様な産業や海上輸送の拠点となる港湾において、国際競争力強化に向けた取組が行われている。また、海洋資源・鉱物資源の開発に関しては、海底熱水鉱床の複数の新鉱床発見やメタンハイドレート等の海洋産出試験の実施等の取組を着実に進めている。	海運、造船、船用工業、エンジニアリング、 <u>建設</u> 、情報通信等海洋開発を支える多様な産業や海上輸送の拠点となる港湾において、国際競争力強化に向けた取組が行われている。また、海洋資源・鉱物資源の開発に関しては、海底熱水鉱床の複数の新鉱床発見や <u>レアアース泥の資源量調査</u> 、メタンハイドレートの海洋産出試験の実施等の取組を着実に進めている。（p5）	「建設」の追加： 意見を踏まえての追記 レアアース泥については、p20に2ヶ所追記、p38に文章での追加あり
第1部 海洋政策のあり方 2. 海洋に関する施策についての基本的な方針 2-2. 海洋の主要施策の基本的な方針 （1）海洋の産業利用の促進 イ 海洋エネルギー・資源の開発の推進	特に、着床式の洋上風力発電については、複数の民間主体の発電事業計画が動き出しており、一層の低コスト化を図ることで事業採算性の向上や固定価格買取制度下における国民負担を抑制させるとともに、海域利用ルール等の制度整備を加速し、民間企業による事業投資を円滑化していく。	特に、着床式の洋上風力発電については、複数の民間主体の発電事業計画が動き出しており、一層の低コスト化を図ることで事業採算性の向上や固定価格買取制度下における国民負担を抑制させるとともに、 <u>漁業を始めとする先行利用者との関係や事業者の予見可能性の向上を考慮した</u> 海域利用ルール等の制度整備を加速し、民間企業による事業投資を円滑化していく。（p20）	意見を踏まえての追記
同 カ 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化	また、自らの経営能力の向上や企業の技術・知識・資本等の活用を通じて、漁業操業や養殖事業の効率化を図り、「浜」単位での所得の向上に取り組む。	また、自らの経営能力の向上や企業の技術・知識・資本等の活用を通じて、漁業操業や養殖事業の効率化を図り、「浜」単位での所得の向上とともに、 <u>漁船漁業の国際競争力の強化に取り組む</u> 。（p22）	
同 （5）国際連携・国際協力		<u>また、「国連持続可能な開発のための海洋科学の10年」（2021～2030）の宣言を踏まえ、当該10年の実行計画策定及びその実施に積極的に関与し、SDGsの達成に向けて我が国として貢献する。</u>	意見を踏まえての追記
第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 1. 海洋の安全保障 （1）我が国の領海等における国益の確保 エ 情報収集・分析・共有体制の構築	・・・国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）の先進光学衛星（ALOS-325）、先進レーダー衛星（ALOS-4）及び超低高度衛星技術試験機（SLATS26）等の各種衛星等の活用も視野に入れ、また、同盟国や友好国等と連携し、我が国領海等における海洋監視情報収集体制を強化していく。	・・・国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）の先進光学衛星（ALOS-327）、先進レーダー衛星（ALOS-4）、超低高度衛星技術試験機（SLATS28）等の各種衛星及び民間等の小型衛星（光学衛星・SAR29衛星）等の活用も視野に入れ、また、同盟国や友好国等と連携し、我が国領海等における海洋監視情報収集体制を強化していく。（p30）	意見を踏まえての修文 P57に追記あり。

目次	意見募集時政府案（H30.4.7）	閣議決定版（H30.5.15）	備考
第2部 海洋に関する施策に関し、 政府が総合的かつ計画的に講ずべき 施策 2. 海洋の産業利用の促進 （1）海洋資源の開発及び利用の促進 ア メタンハイドレート ②表層型メタンハイドレート	○表層型のメタンハイドレートについては、回収・生産技術の調査研究を引き続き行うとともに、有望な手法が見つかった場合には研究対象を絞り込み、商業化に向けた更なる技術開発を推進する。（経済産業省）	○表層型のメタンハイドレートについては、 <u>広く技術的な可能性に機会を与え、</u> 回収・生産技術の調査研究を引き続き行うとともに、有望な手法が見つかった場合には研究対象を絞り込み、商業化に向けた更なる技術開発を推進する。（経済産業省）（p37）	
同 ウ 海洋鉱物資源 ② コバルトリッチクラスト及びマンガン団塊並びにレアアース泥		○南鳥島周辺海域で賦存が確認されているレアアース泥については、 <u>将来の開発・生産を念頭に、まずは、各府省連携の推進体制の下で、SIP「革新的深海資源調査技術」において、賦存量の調査・分析を行うとともに、広く海洋鉱物資源45に活用可能な水深2000m以深の海洋資源調査技術、生産技術等の開発・実証の中で取組を進める。（内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省）</u> （p38）	文章の追加。
同 エ 海洋由来の再生可能エネルギー ①洋上風力発電	また、洋上風力発電事業の円滑な建設・維持・管理・運営の見地から、系統制約の克服等必要に応じた環境整備を行う。（内閣府、経済産業省、国土交通省）	また、洋上風力発電事業の円滑な建設・維持・管理・運営の見地から、系統制約の克服、 <u>事業支援体制の確保等</u> 必要に応じた環境整備を行う。（内閣府、経済産業省、国土交通省）（p39）	
同 （4）水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 ア 水産資源の適切な管理	○国際的にみて遜色のないレベルでの国内における資源管理の高度化と国際的な資源管理を推進するため、その基礎となる資源調査を抜本的に拡充し、資源評価の精度向上を図る。（農林水産省）	○国際的にみて遜色のないレベルでの国内における資源管理の高度化と国際的な資源管理を推進するため、その基礎となる資源調査を抜本的に拡充し、資源評価の精度向上を図る。 <u>その際、関係省庁・機関が収集している水産資源に関連する海洋データについて、情報共有を図りつつ、積極的な活用を図る。また、資源評価を受託実施している国立研究開発法人水産研究・教育機構の役割を資源評価の独立性の観点から明確化するとともに、評価手法や結果の透明性の確保に努める。（文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省）</u> （p46）	

目次	意見募集時政府案（H30.4.7）	閣議決定版（H30.5.15）	備考
同 （4）水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 ア 水産資源の適切な管理		○太平洋クロマグロについては、資源の回復を着実に図るための制度・体制の充実に取り組むとともに、ニホンウナギ、ナマコ等を含む沿岸域の密漁については、悪質・巧妙な事例や広域での対応が必要となる事例もあることから、都道府県、警察、海上保安庁及び流通関係者を含めた関係機関との緊密な連携等を図る。また、資源管理措置の遵守を担保するため、取締体制の強化や海上保安庁等との連携を通じた取締りの重点化・効率化を図る。（農林水産省）（p46）	文章の追加。
同 ウ 流通機構の改革と水産物輸出の促進	○現在、既存の流通機構の枠を超えて消費者や需要者のニーズに直接応える形で水産物を提供する様々な取組が広がっている。今後は、流通機構の改革が進むよう、トレーサビリティの充実など、国として、水産物の取引や物流のあり方を総合的に検討する。（農林水産省）	○現在、既存の流通機構の枠を超えて消費者や需要者のニーズに直接応える形で水産物を提供する様々な取組が広がっている。今後は、流通機構の改革が進むよう、品質・衛生管理の強化、情報通信技術の活用、トレーサビリティの取組など、国として、水産物の取引や物流のあり方を総合的に検討する。（農林水産省）（p47）	
オ 国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮の促進	オ 多面的機能の発揮の促進 ○自然環境の保全、国境監視、海難救助による国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供等の、水産業・漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能が将来にわたって発揮されるよう、一層の国民の理解の増進を図りつつ効率的・効果的な取組を促進する。（農林水産省）	オ <u>国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮の促進</u> ○ <u>国境監視、自然環境の保全、海難救助による国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供等の、水産業・漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能が</u> 将来にわたって発揮されるよう、一層の国民の理解の増進を図りつつ効率的・効果的な取組を促進する。（農林水産省）（p48）	タイトルに「国境監視機能を始めとする」が追記。国境監視と自然環境保全の順が前後。
同		○国境監視に関しては、「海洋の安全保障の強化の基盤となる施策」である「MDA 体制の確立」の一環として、漁業者からの情報提供を受けるなど民間機関との連携を強化する。（農林水産省）（p48）	文章の追加 意見を踏まえての追記
同 3. 海洋環境の維持・保全 （1）海洋環境の保全等 イ 気候変動・海洋酸性化への対応	○温室効果ガスや大気汚染物質の排出抑制による環境負荷の低減への取組として、船舶の省エネ技術の実証やIoT の活用による運航の効率化、・・・やLNG バンカリング拠点の形成等に取り組んでいく。（国土交通省）	○温室効果ガスや大気汚染物質の排出抑制による環境負荷の低減への取組として、 <u>我が国が主導する船舶からの温室効果ガス排出抑制に係る国際ルール</u> の策定、船舶の省エネ技術の実証やIoT の活用による運航の効率化、・・・やLNG バンカリング拠点の形成等に取り組んでいく。（国土交通省）（p51）	

目次	意見募集時政府案（H30.4.7）	閣議決定版（H30.5.15）	備考
同 3. 海洋環境の維持・保全 （1）海洋環境の保全等 エ 海洋汚染の防止	○油、有害液体物質等による海洋汚染に関しては、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成18年12月、閣議決定）等に基づき、油等防除活動等を効果的に行うための沿岸海域に係る環境情報の整備、油防除・油回収資機材の整備、関係機関に対する研修・訓練の実施、 <u>油汚染事故発生等の損害補償に的確な対応を図るなど</u> 、流出油等の防除体制を充実する。また、船舶事故等で発生する流出油による海洋汚染の防止等を図るため、関係機関と連携し、大型浚渫兼油回収船を活用するなど、流出油の回収を実施する。さらに、我が国へ入港する外航船舶に対して、油汚染事故損害への的確な対応を図る。危険物質及び有害物質の海上輸送に伴って生じる損害への対応のあり方についての検討を進める。（国土交通省）	○油、有害液体物質等による海洋汚染に関しては、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成18年12月閣議決定）等に基づき、油等防除活動等を効果的に行うための沿岸海域に係る環境情報の整備、油防除・油回収資機材の整備、関係機関に対する研修・訓練の実施など、流出油等の防除体制を充実する。また、船舶事故等で発生する流出油による海洋汚染の防止等を図るため、関係機関と連携し、大型浚渫兼油回収船を活用するなど、流出油の回収を実施する。さらに、 <u>国際油濁補償基金に対する世界有数の拠出国の一つとして、その健全な運営等のために引き続き積極的に参画するほか、「船舶油濁損害賠償保障法」（昭和50年法律第95号）に基づく保障契約締結の確認及び保障契約を証する書面の発給、放置船からの油流出への適切な対応等を通じ、我が国へ入港する外航船舶に対して、油汚染事故損害への的確な対応を図る。危険物質及び有害物質の海上輸送に伴って生じる損害への対応のあり方についての検討を進める。（国土交通省）（p52）</u>	一部、削除。 一部、追記。
同 4. 海洋状況把握（MDA）の能力強化 （3）国際連携・国際協力	（3）国際連携	（3）国際連携・ <u>国際協力</u> （p58）	「国際協力」が追記
同 5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等 （2）海洋科学技術に関する研究開発の推進等 ア国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進 ③海洋生態系の保全に関する研究開発	○海洋生物資源の持続的な利用の観点から、海洋生態系の構造と機能及びその変動の様子を総合的に理解するための研究開発を推進するとともに、 <u>サンゴ礁を始めとした海洋生態系の保全に必要な海洋生物の生物学的特性や多様性に関する情報の充実を図る。（内閣府、文部科学省、農林水産省、環境省）</u>	○海洋生物資源の持続的な利用の観点から、 <u>海洋環境調査を活用し、海洋環境の変動が水産資源に与える影響の把握に努めるとともに、海洋生態系の構造と機能及びその変動の様子を総合的に理解するための研究開発を推進する。また、サンゴ礁を始めとした海洋生態系の保全に必要な海洋生物の生物学的特性や多様性に関する情報の充実を図る。（内閣府、文部科学省、農林水産省、環境省）（p62）</u>	意見を踏まえての追記

目次	意見募集時政府案（H30.4.7）	閣議決定版（H30.5.15）	備考
6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進 （1）離島の保全等 ア 国境離島の保全・管理	○国境離島の保全上重要と考えられる土地について、その所有状況の把握を行い、領海保全及び海洋権益の確保の観点から土地利用等のあり方及び必要な措置について検討する。（内閣府）	○国境離島の保全上重要と考えられる土地について、 <u>その利用のあり方が国家安全保障に関わる重要な問題であるという認識の下、その所有状況の把握を行い、領海等の保全及び海洋権益の確保の観点から、所有者が不明である土地に伴う課題や外国人等による土地の取得に関する意見も考慮しながら、土地利用等のあり方及び必要な措置について検討する。（内閣府）（p66）</u>	
9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進 （1）海洋立国を支える専門人材の育成と確保 イ 造船業・船用工業に関わる人材の育成	イ 造船業・船用工業に関わる人材の育成 ○造船を志す若者を継続的に確保・育成するため、授業の教材や教員養成プログラムの作成・普及等による高校における造船に関する教育の質の向上を図り、我が国造船業の担い手候補となる生徒を育成する。（国土交通省）	○「新高等学校学習指導要領」（平成30年3月文部科学省告示第68号）において「船舶工学」が科目として新設されたことも踏まえ、造船業・船用工業を志す若者を継続的に確保・育成するため、授業の教材や教員養成プログラムの作成・普及等による高校における造船等に関する教育の質の向上を図り、我が国造船業・船用工業の担い手候補となる生徒を育成する。（国土交通省）（p76）	
同 カ 横断的に講ずべき施策		○海洋人材の育成と確保につながるよう、関係省庁の連携により、海洋分野における社会人の学び直しを推進する。（文部科学省、厚生労働省、国土交通省）（p78）	文章の追加。
同 （3）海洋に関する国民の理解の増進	○一般国民が海に親しむ機会を拡大し、子どもや若者を始めとする多くの人に対し、海・船舶への興味・関心をより一層高める「C to Sea プロジェクト」を強力に推進する。（国土交通省）	○一般国民が海に親しむ機会を拡大し、子どもや若者を始めとする多くの人に対し、海・船への興味・関心をより一層高める「C to Sea プロジェクト」を強力に推進する。また、この一環として独立行政法人海技教育機構の練習船等を活用した小中学生等の各種行事への参加等を通じた普及啓発への取組も強化する。（国土交通省）（p79）	
第3部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 1. 計画を着実に推進するための方策		また、国の他の計画のうち、海洋に関する施策を含むものは、本計画で示す基本的な方針に沿って策定、推進することが重要である。（p81）	文章の追加。 意見を踏まえての追記
同 2. 関係者の責務及び相互の連携	海洋産業の事業者は、環境負荷の低減技術の開発等の環境対策等を通じた海洋環境の保全、水産資源の適切な管理、効率的・安定的な海上輸送の確保等に努めることが重要である。	海洋産業の事業者は、 <u>海洋資源開発の着実な推進</u> 、環境負荷の低減技術の開発等の環境対策等を通じた海洋環境の保全、水産資源の適切な管理、効率的・安定的な海上輸送の確保、情報技術の進展等を活かした新たな事業展開等に努めることが重要である。（p83）	